



2023年11月14日

各位

会社名 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表者 代表取締役社長 米田 幸正
(コード番号 7829:東証グロース)
問合せ先 管理統括本部長 杵本 直司
(電話 03 - 6400 - 5524)

資金の借入に関するお知らせ

当社は、2023年11月14日の取締役会におきまして、資金の借入を行うことを決議し、本日、実行いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 資金の借入の理由

2023年年末から2024年年始の売上確保を目的とした商品仕入に関する仕入資金支払を目的として借入を実施するものであります。

(2) 本件借入の概要

① 借入先	株式会社コナカ
② 借入金額	300百万円
③ 返済方法	期限一括
④ 借入実施日	2023年11月14日
⑤ 返済期限	2024年2月20日
⑥ 借入金利	変動金利（短期プライムレート）
⑦ 担保の有無	無

(3) 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社である株式会社コナカとの取引となり、支配株主との取引に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合

当社は2023年5月31日付公表のコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会において取引内容及び条件の妥当性等を検討し、審議、決議により決定いたしております。」と定めております。

当該取引におきましても、取引の合理性と取引条件及び取引の決定方針の妥当性について、取締役会において慎重に検討した結果、当該取引が、年度における一番大きな売上の山場となる年末年始に向けた売上確保を目的とした商品仕入れに関する仕入資金支払いであることから、今後の業績回復を目指すにあたりその必要性は高いと判断致しました。

また直近の借入利率や市場価格等を十分に比較検討する等その妥当性を検証したところ、親会社である株式会社コナカからの既存の取引と同等の条件による借入とすることで一般の取引と比較しても合理性があり、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するため、本件借入については、市場金利等との乖離が大きくないことを確認し、借入に

関する条件等を決定しております。

また、当社取締役のうち、当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の 59.09%（2023年8月31日時点）の株式を保有している株式会社コナカの実業取締役を兼務する湖中謙介氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本件借入に係る協議・交渉には参加しておらず、また契約の締結の決議にはいずれも参加しておりません。

③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（守屋宏一氏、伊串久美子氏）より、2023年年末から2024年年始の売上確保を目的とした仕入資金調達、及びグループ間の効率的な資金管理体制構築の必要性について支配株主から借入を行う必要があると認められ、また親会社である株式会社コナカからの既存の取引と同等の条件であることについても一般の取引と比較しても妥当性があり合理性が認められること、さらに公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の役員と支配株主である株式会社コナカの役員を兼務している湖中謙介氏につきましては当該意思決定等に参加しておらず、当該取引が少数株主にとって不利益なものに該当しない旨の意見書を2023年11月14日に受理しております。

また意見書の内容につきましては、社外監査役3名（佐伯章二氏、野本昌城氏、大橋一生氏）より同意を得ております。

意見書の内容については、別添のとおりです。

(4) 業績に与える影響

本件借入による2024年2月期の連結業績に与える影響については、軽微であります。

以 上

意見書

2023年11月14日付にて提出を求められました当社の株式会社コナカからの資金借入に関する意見は、以下の通りです。

1. 取引の内容

借入金額	300百万円
返済方法	期限一括
借入実施日	2023年11月14日
返済期限	2024年2月20日
借入金利	変動金利（短期プライムレート）

2. 本件借入の必要性

本件借入は、2023年年末から2024年年始の売上確保を目的とした商品仕入資金を用途に借入を行うものです。年末年始売上拡大時の季節資金の性格上、グループ間のキャッシュマネジメントの一環として当社の親会社である株式会社コナカからの資金調達により、効率的な資金管理体制を構築するために必要性があると判断致しました。

3. 本件借入の合理性・相当性

本件借入は、短期的な資金需要に対するグループ間の効率的な資金管理の一環であり、本件借入を受けるにあたっては、親会社である株式会社コナカの既存の取引と同等の条件による借入を行うことに一般の取引と比較しても十分な相当性と合理性があるものと思料致します。

4. 利益相反を回避するための措置

当社の役員である湖中謙介氏は、支配株主である株式会社コナカの役員も兼務していることから、当該意思決定等にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、利益相反を回避する措置も適正に取られていることも確認しております。

以上より、本件借入が当社の少数株主にとって不利益なものには該当しないものと判断致します。

以上